

請書

令和 7年 6月18日

横浜市契約事務受任者

契約番号 2522020268

所 在 地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社 新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦 印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件 名 020-07 圧力伝送器（富士電機） 1個ほか 同等品可

契 約 区 分 ■ 確定契約 □ 概算契約（概算数量契約）

契 約 金 額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	3	1	2	3	2	3

課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	2	8	3	9	3

□ 免税業者

内 訳 (品名:品質、形状等)	数 量	单 価	金 额
別紙内訳書のとおり	一式	283,930	283,930
合	計		283,930

納入場所（履行場所） 資源循環局金沢工場

納入期限（履行期限） 令和 7年 6月 18日 から 令和 7年 9月 17日 まで

前 金 払 ■ しない □ する

部 分 払 ■ しない □ する

部 分 払 の 基 準 □ 設計書のとおり □

支 払 時 期 の
特 約 の 確 認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契 約 約 款 の 適 用 物品供給契約約款 物品製造(印刷製本)請負契約約款
 委託契約約款 修繕請負契約約款
 貸貸借契約約款 設計・測量等委託契約約款

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。